

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 荷田春満門人神職の思想と行動：根本胤満を例に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松本, 久史 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002001101">https://doi.org/10.57529/0002001101</a>

## 荷田春満門人神職の思想と行動 — 根本胤満を例に —

松本久史

### はじめに 問題意識と目的

本論の目的は根本胤満という上総国市原郡菊間八幡宮（現、千葉県市原市菊間八幡神社）の神職の思想と行動を明らかにすることである。彼は荷田春満の門人であり、賀茂真淵が元文二（一七三七）年にはじめて江戸に出席した際に旅宿を提供した人物として知られている<sup>①</sup>。

春満の門人の中心は神職であった。春満が京都伏見の稲荷社社家の出身であり、「復古神道」の祖とも見做されていることから、それは当然視されている。しかし、かえってそのために神職の門人たちがどのような動機で春満の学問を受容したのかについて、十分な検討がなされているとはいえない難い現状がある。

神職の有力門人たちについては、浜松諏訪社大祝の杉浦国頭は、賀茂真淵の浜松時代の師でもあったことから、地域史や真淵研究の観点から研究がなされ<sup>②</sup>、神田明神神主家の芝崎氏は、春満や生家東羽倉家との関係を中心とした羽倉敬尚の伝記的考証がある<sup>③</sup>。地域の神職門人として、西田長男は相模国大住郡子易社（現、伊勢原市上粕屋 比比多

神社)の社家鶴川家に注目して、春満・在満・御風の三代にわたり交流が続いていたことを指摘している。<sup>(4)</sup>しかし、全般的には神職門人についての言及は必ずしも多いものとは言えず、さらに春満の神職門人の実態を解明する必要がある。本稿では、根本胤満の春満への入門に至る背景とは何か、史料に基づきつつ考察を加え、そこから浮かび上がる近世中期の「復古神道」の受容実像と形成過程の一端を解明していきたい。

それに加えて、筆者は従来より、春満の学問と人的ネットワークとの関係性に注目して、いわゆる「復古神道」がいかに形成されてきたかについて、歴史的過程の実証に注力してきた。その中で、思想がリードして神道の「復古」が実現したという通説に対しては強い疑いを抱くようになってきた。すなわち、「復古神道」という演繹的な概念設定から考察するのではなく、むしろ近世中期の社会実践の中での「神道の復古」を指向した諸活動に焦点を当てるアプローチが史実の実態の解明において有効ではないかという仮説を立てている。<sup>(5)</sup>さらに、「復古神道」による学知の変容との関わりについては、メルクマールとされてきた古道説に先立つ、古典観の変換、すなわち、神道の復古のために不可欠な基準とすべき神道の古典は何か、という追究の意義の大きさが明らかになってきた。<sup>(6)</sup>このように近年に獲得された新たな知見からは、十八世紀前半期の神社・神職の置かれた歴史的・社会的環境への注目が必須であり、神職門人の受容実態の解明が必須という暫定的な小括を得ている。これが根本胤満の行動と思想に注目する、もう一つの本稿の狙いである。

## 一、根本胤満について

### (一) 伝記的事実の確認

根本胤満については、ともに当時國學院大學日本文化研究所に所属していた、鈴木淳<sup>(7)</sup>および梶山林<sup>(8)</sup>の論考があり、文人としての活動や神葬祭の執行などが中心に検討され、その時点で判明している伝記的事実については詳細に論じ

られている。根本家の史料については、両者とも相山家蔵の根本家史料を使用しているように、いくつかのものは流出・散逸している。しかし、近年、市原市の「市原の古文書研究会」によって、根本家史料の調査が実施されて目録が採取され、その一部については写真版・翻刻を掲載した資料集が作成されている。本稿では、これらの史料を新たな検討対象に加え、また、國學院大學により調査が実施された春満の生家、東羽倉家文書中の史料を用いつつ、従来知られていなかった事実を補足して根本胤満の伝記を確認していきたい。<sup>(9)</sup>

延享五（一七四八）年六月十五日、胤満が社殿を造替した際の棟札銘には、注目すべき胤満の経歴が記されている。

胤満 実森川氏家臣服部連安成之男而生下総国生実郷、乃元禄十二年七月<sup>九才時</sup>、神主平重員病褥終之期急養子、則為神主相続根本家也、而後正徳三年同郡八幡邑之社僧於此社式相論、予訴之以古今證則 公裁判如予所言、従是以来当社事全以予唯知之、予初名重安、号右近、中間改名治胤、号右衛門、又随師遊学京師時、号采女、享保六年閏七月蒙 勅許大炊頭従五位下、延享元年改名胤満、即今正殿及門墻等新成而遷宮祭遂、此時五十八歳也、此社式・家格・学業等事定之訖、然則讓家督於嫡孫名正胤<sup>七才時</sup>、而志願於此就矣（「写真帳」、史料の引用については、通説の便のため通行の字体に改め、適宜読点を加えた。以下同様）

右から、胤満の呼称について整理すると、はじめ名は重安、右近と称した。治胤と改名して右衛門と称し、京都に遊学の時は采女と称した。これは上京して春満に入門した享保四（一七一九）年頃のことであろう。享保六年閏七月に任官してからは大炊頭を名乗る。延享元（一七四四）年からは胤満を名乗り、寛延元（一七四八）年九月十三日の昇叙にあたって、元の治胤に改める。おそらくは、これは享保六年に与えられた位記・宣旨と呼名を合わせるためであろう。これを見ると胤満を称した時代は意外と短いようにも思われるが、実際には宝暦七（一七五七）年の田地の寄進証文にも胤満の署名は用いられており（「写真帳」、没後一年後に建てられた墓碑銘にも胤満が選ばれている

ように、寛延元年の後も治胤と併用していたと考えられよう。日章斎の号もあるが、比較的晩年に使用されたようである。このように呼称については数多いが、本稿では便宜上「胤満」を用いることとする。

以下、年譜的に胤満の生涯を概観する。

元禄四年（一六九二）四月三日 生実藩士 服部安成の次子として出生

元禄十二年七月 菊間八幡宮根本家の養子となり、神主職を継ぐ

正徳二年（一七一二） 境内立木の売買につき、氏子・別当寺と争論

翌年「和談」する

享保四年（一七一九）十月頃 上京し、荷田春満に入門か。翌年正月頃にかけて京都に滞在<sup>(1)</sup>

享保六年閏七月二十一日 従五位下大炊頭に叙される

同年中、長期にわたり京都に滞在し、春満の和歌会に出席している。

正月二十六日、四月四日、五月十三日、六月十三日、閏七月十三日、の当座で歌を詠む<sup>(2)</sup>

享保七年二月 江戸松島稻荷<sup>(3)</sup>を兼帯、後に亀島稻荷も兼ねる

元文二（一七三七）年十一月二十日 賀茂真淵、松島稻荷に止宿（翌年二月頃まで）（荷田信名『江戸在府中要門之日記』）

寛保二（一七四二）年十一月 兼帯していた松島稻荷を修験松島院に譲渡する<sup>(4)</sup>

延享五（寛延元…一七四八）年六月 社殿を造営

同年九月十三日 従五位上に昇叙、家督を嫡孫佳胤に譲る

明和元年（一七六四）十月二十一日卒 七十四歳 神葬祭の形式で葬儀

明和二年 墓碑を建立する

## (二) 稲荷社家日記に見る胤満の動向

春満の弟、荷田信名の日記『江戸在府中要門之日記』には胤満の記事が頻出する。信名は享保二十(一七三五)年に愛染寺との訴訟のため、稲荷社を代表して江戸に出府したが、胤満は同行した同社社家の松本伊豆守為寛の旅宿として、兼帯する亀嶋稲荷の屋敷を提供している。

一 今夕京都へ書一柬、駅路無難ニ今日到着之義申遣(母人・弁・出羽守信舎)三人へ遣也、伊豆守為寛ハ八町堀 亀嶋稲荷屋敷ニ旅宿(此地は上総国菊間郡八幡神主根本大炊頭平治胤所持之稲荷屋敷也、先達而依約諾在府中借用也)(『江戸在府中要門之日記』<sup>6)</sup>(一) 四月十三日条)

それだけではなく、寺社奉行へ提出する書類の草案作成にも関わり、同年八月二十八日条に、信名の宿舎を訪れて、今晩夜二入根本大炊頭来入、最早帰京候節ニ而も可有之哉と暇乞旁来入也、浜塩いか卅老・国本之名産海苔等持参、戌ノ刻過迄一件之事耳示談、夜食饗応ス、餞別之前書歌杯持参也、一件之事必定異変有之間敷旨示談也、先年治胤出入は御当地寺社御奉行御連判之裁判すら被打破、御朱印一本ヲ以被押立十分之理順ニ成候由ニ候へは、荷山之出入は決而勝利、無氣遣ノ義と祝言等被申賀也、戌ノ刻過婦去(荷田信名『江戸在府中要門之日記』(二)(一)と、自身の訴訟に勝利したという経験から、神職側の勝訴は間違いないと語っている。この「先年」の訴訟については具体的に何を指しているかは不明であるが、後述する正徳三(一七一三)年に起きた別当寺との相論に勝利したことが含意されているのであろう。

しかし、胤満の言にもかわかわらず、稲荷社家と愛染寺との訴訟はなかなか決着がつかず、元号が元文に代わっても信名は江戸に長逗留を余儀なくされた。この間も交流は続けられているが、その中でも胤満の養子に関わる記事から、従来の根本家の年譜等からは知られていない養子についての事実が判明する。

元文元（一七三六）年十二月二十日には、胤満の養子として「岡村十郎右衛門」が松島稲荷に到着し、二十二日には「根本右近」と改名したと信名に報じられ（『江戸在府中要門之日記』（七））、翌二年二月八日には信名が松島稲荷に出向き、右近に神拝作法などを教授している（『江戸在府中要門之日記』（八））。ところが、同年五月二十六日条には右近が離縁となったことが記されている（『江戸在府中要門之日記』（九））。この右近について詳細は明らかではないが、従来知られている胤満の養子である京都松尾社の社人、東相基の子の相武ではない。さらに、元文四年五月に、新たな養子の候補として杉浦国頭の紹介により、国頭の門人で三河国猿投社の社家、三宅主税の二男、友之進が出府し、松島稲荷に逗留している（『江戸在府中要門之日記』（十七））。ところが、同年七月頃には行跡がふさわしくないとのことで、養子縁組の話は破談となっている。おそらくは、この友之進破談の一件以降に改めて養子の選定がなされ、相武が養子となったのであろう。相基の家は後に稲荷社羽倉信辰（西羽倉家）の子の相共を養子に迎えているように、松尾社社家と稲荷社荷田氏とは血縁関係を結んでいるが、江戸においてこの間の経緯に深く関与した信名が養子を斡旋した可能性が高いと考えられる。春満の神職門人たちは学問のみならず、婚姻・養子によってもネットワークを形成していたが、胤満の一連の養子一件からこのことが裏づけられるのである<sup>17</sup>。

さらに、晩年の胤満についての様子も、宝暦十一（一七六一）年に御朱印改めのため江戸に出府した、稲荷社祠官で春満の高弟でもあった大西親盛の日記「中社神主大西親盛参府日次記」宝暦十一年一月十九日条に、親盛が「根本日章斎」すなわち、胤満の止宿する亀島稲荷を訪ね、十三年ぶりに面会したことが記されている。

晩景萱場町岡部衛土方江行向、吸物珍肴給、暫物語、次二北八丁堀亀嶋ノ稲荷根本日章斎ノ方へ令訊問、盃出、其孫常陸介出府之由、手前旅宿へも被尋給候由、暫物語、日章斎上京、凡十三ヶ年已前得対顔、今年八十一歳之由、気情衰候得共、随分堅固無病之様子、此人久キ学友也、岡部衛士も同ク久友、互ニ存命、再ヒ得対顔、悦コト

難述文筆、初夜過帰宿（官幣大社稻荷神社社務所編刊『稻荷神社史料』第七輯 昭和十二年 補遺三十八頁）

親盛は、胤満について「岡部衛士」、すなわち賀茂真淵と並ぶ久しき「学友」と評している。胤満が従五位上に昇叙のために上京した寛延元年以来の対面であった。当時五十九歳であった親盛の胸中はいかばかりであったろうか。胤満の年齢は実際には七十一歳であったが、「悦コト難述文筆」と、互いに年齢を重ねた久々の対面に感慨を深くしている。その返礼か、胤満も同月二十三日に親盛の旅宿を訪問し「寛話」している（同右補遺四十一頁）。また根本常陸介（佳胤）も二十八日に親盛を訪れている（同右補遺四十六頁）。

また別に、真淵門人小野古道の『小野古道家集』には、

霜月ばかり平胤満がいはいするに

榊葉の霜にもかれぬ神がきの久しかるべき世をいのるかな（佐佐木信綱編『続日本歌学全書』第八卷 近世名家家集 下 博文館 明治三十二年 一四九頁）

の歌が掲載されている。古道は真淵の古い門人であり、胤満が何歳の時の賀詞であるかは不明であるが、胤満の呼称が延享期以降であるとすれば、六十もしくは七十歳の賀であろうか。県門国学者との交流が続いていることがうかがわれる。

## 二、菊間八幡宮の歴史的環境

### （一）飯香岡八幡との関係

菊間八幡と近接する八幡宿（現、千葉県市原市八幡宿）には、飯香岡八幡（現、飯香岡八幡宮）が鎮座している。まずは、この二つの八幡社の関係性から考察を加えてみたい。近世における両社の地位を表象するものとしての社領

であるが、徳川家康の関東移封直後の天正十九（一五九一）年十一月に与えられた社領は菊間二十石に対し、飯香岡百五十石（上総国寺社で最大）であった。このことは戦国末期の当該地域における崇敬の実態を反映しているともいえ、両社の懸隔は大きいものであった。国衙祭祀と関連して、院政期の古代末期から中世に至るまで上総国「惣社」を称し、その後も武家に厚く崇敬された結果として、飯香岡に対しては百五十石もの社領が与えられたと考えられる。

それに対して、菊間は、飯香岡側からは「若宮」として従属的な位置づけがなされていたようである。飯香岡の由緒記「上総国市原郡市東庄八幡宮御縁起」（寛文八年（一六六八）<sup>18</sup>）において、

就中上総国市原郡市東庄八幡太神者、人皇四十代天武天皇白鳳二年壬申八月十二日、大神降臨于青野原し給て、我自今可度東海我慢偏執之民と託宣ありける、其後勅願により所奉成勸請也、大鷦鷯天皇は別に東方に祭り奉る、（此時若宮八幡宮を東方に勸請なし奉るものは、天子の若宮を東宮と申奉る故也、今の菊間若宮八幡宮是也、祭祀

九月九日也）（神道大系編纂会編刊『神道大系 神社編十八 安房・上総・下総・常陸国』平成二年 一七七頁）と、白鳳二年八月十二日に八幡大神が当地に降臨し、その後勅願により飯香岡が勸請されたと記し、その際に東方に大鷦鷯（仁徳）天皇を「若宮」として祀ったとする。ついで、『飯香岡八幡宮由緒本記』（元禄十年頃成立）によれば、白鳳四年三月十五日に勅願により勸請、と記される（『市原市史資料集』近世三上、六九四頁）。これらが飯香岡側の記述である。

しかし、一方の菊間の由緒記「菊間郷若宮八幡御鎮座濫觴」（宝永四年（一七〇七））では、

上総国市原郡菊間郷若宮八幡宮御鎮座濫觴

一当宮勸請者、人王四十代 天武天皇白鳳二年西三月十三日 仁徳天皇奉勸請也、依之其以式月式月于今三々九度供物調、天下泰平之御祈禱勤行仕候事

一 相殿二座、左饗命、右日本武尊也、同末社五ヶ所、所謂高良大明神、日吉大明神、三十番神、四所明神、大宮、以上五ヶ所

一 当宮再興者、長保二年從千葉介平良文七代之後胤平常重、菊間領知之節、当若宮再興ニ而御座候、其後者代々神主修覆仕候事

一 当宮神領者、治承四年源頼朝<sup>(判読不能)</sup>江御遷、夫<sup>(下)</sup>総国江御出陣之節、千葉介茂為御加勢之供奉被

致候所、頼朝被仰者、今度以小勢出陣可有如何、唯辺土八幡之神宮於テ有之者、可有御祈祷之由被仰出候、折節当胤若宮之儀被申上、則当宮江御祈祷被遊、夫<sup>(下)</sup>頓与悪徒御誅伐被成候故、若宮神領貫目にて被下候、其後東照権現様<sup>(下)</sup>地方ニ而式拾石被下候事

(後略) (『市原の古文書』第七集 一六六頁)

と、白鳳二年三月十三日に、飯香岡に先んじて仁徳天皇を勧請し、創建されたとのみ書かれ、飯香岡との関係には一切触れられていない。

根本家の神道裁許状の初出は元禄八年、胤満の先代である重員のものであるが、そこには「上総国市原郡茶間郷若宮八幡宮之祠官根本右近重員」と記されるが、享保六年の胤満に発給されたものは「上総国市原郡菊間八幡宮之神主根本大炊頭平治胤」となっており(『市原の古文書研究』第七集 一五〇～一五一頁)、以降代々にわたり「八幡宮之神主」という表記が継承されている。胤満の代から、あたかも飯香岡が本宮であるようなニュアンスを帯びた「若宮」の表記を忌避しているとともに、「祠官」ではなく「神主」を称していることにも注目されよう。

しかしながら、右に掲げた宝永に作成された「若宮」八幡宮の由緒記においては、ことさら若宮であることを忌避しているような記述はみられないが、前出の延享五年棟札銘には注目すべき由緒が記されている。

当社鎮座白鳳癸酉年三月十三日以日本武尊武甕槌命奉斎八幡太神焉、祭主久々麻国造大鹿国ノ直（天穗日命末、是為神主大祖）矣、治承四年源頼朝卿依所願、千葉平常胤從相州鶴岡奉移大鷦鷯尊於此所而相殿、從是以來者若宮之号矣、天正十九年 東照宮被寄神領式拾石、則御朱印神主平常繼（千葉平良文七代孫、上総国根本村領主平常重之二男）頂戴之、孫連綿所謂、重元・重吉・重胤・重勝・重貞・予共七代也、從鎮座至于當時凡一千參百有餘歲、從治承四年神殿造管及于今凡六百有餘年于時再興社頭猶長遠矣（写真帳）

ここにおいて、祭神奉斎の経緯の大きな変化が見られるのである。「若宮」の根拠として宝永の由緒記では、白鳳二年の鎮座当初より仁徳天皇を勧請し、（武）甕（槌）命・日本武尊を相殿としており、特段に若宮であることを忌避する問題意識が見出せない。しかし、延享五年棟札銘では大鷦鷯尊（仁徳天皇）奉斎を、後の治承四年（一一八〇）の源頼朝の命により、鶴岡から勧請したものとし、「若宮」と呼称する始めとしている。つまり、本来は「若宮」として奉斎されたわけではない、と主張しているのである。さらには「久々麻国造大鹿国ノ直」が創建した神社であり、国造は神主の「大祖」なのであるという起源が記され、ことさらに古社であることを強調しているのである。『先代旧事本紀』巻十の「国造本紀」には、

#### 菊麻国造

志賀高穴朝御代无耶志国造祖兄多毛比命兄大鹿国直定賜国造（寛永二十一年 前川茂右衛門板より）

と、初代の「菊麻国造」として「大鹿国直」の名が挙げられており、棟札銘の記述はこれに依拠していることは明白である。ただし、志賀高穴朝とは成務天皇の時代であり、白鳳期鎮座との年代的整合性は取れてはいない。ただ一方で、創建以来千三百年とも記しており、『日本書紀』の紀年に従えば允恭天皇の御代に相当するが、大鹿国ノ直の生存年代をその頃に比定していた可能性もある。いずれにしても、宝永の由緒記のいう白鳳期よりさらに遡る由緒を

主張しているともいえるだろう。

これら胤満によって改められ、加えられた由緒からは、飯香岡八幡に対する菊間の独立性、さらには由緒や神職家の系譜の古さが、意識的に唱えられるようになっていったと考えられるであろう。

## (二) 神仏関係と相論

神仏関係においては、両社ともに神職のほかに別当・社僧が存在し、朱印領の配分も受けていた。菊間の別当は飯香岡の別当である若宮寺（醍醐寺三宝院末）が兼帯しており、若宮寺の末寺の徳性院・東漸院が菊間の「社僧」であった。両寺は菊間の社領二十石のうちで配当を受け、社僧や別当と呼ばれる仏教者のいない、いわゆる「唯一の社」ではなかった。さらに別当は兼帯されているという、仏教側から見ても、近世前期における飯香岡に対しての菊間の従属的な立ち位置が理解できる。

正徳二（一七一二）年から翌三年にかけて、胤満と別当寺の間において相論が発生した。正徳二年十一月に境内神木の伐採・売買につき、従前より神主が別当・氏子の許可を得ずに勝手に売り払っているのを不服として、菊間村名主五名が八幡村の若宮寺に連判証文を差出し、神主を訴えた（『市原の古文書』第七集 一六九頁）。この時点では、村民は別当側に立ち、氏子の承諾を得ない神木売買に不満を持っており、胤満は必ずしも支持されていないようである。また二十二歳の若年でもあり、養子として根本家を継いだ基盤の不安定さを表しているようか。そして、この一件は幕府寺社奉行の裁決にゆだねられることとなり、結果として、翌三年三月六日に若宮寺が胤満に対して詫び状を出し（『市原の古文書』第七集 一七〇頁）、同日、神主・別当・名主連署の上、寺社奉行宛に済口証文（『市原の古文書』第七集 一七一頁）が作成されて内済となり、実質的には胤満の神主側が勝利している。連判証文の端裏書には

「御取り上げなく、かえって御咎めをこうむる」(『市原の古文書』第七集 一六九頁)とあり、「従是以来当社事全以予唯知之」という前掲の延享五年棟札銘の記述を裏付けている。この相論に勝利して以降、別当・社僧は存在するものの、実質的には胤満が神社の管轄権を掌握したと考えられる。以後、胤満は社内の仏教者に付度することなく神社の裁量権を揮えるようになり、享保年間に上京して春満に入門し、長期の遊学をして、叙位任官することが可能となったのである。ここでは、胤満が春満の思想に触れる以前に別当寺と相論し、勝利して社内の地位を確固たるものとした点に注意が必要である。

### 三、根本胤満の学問

#### (一) 神祇道德説の伝授

胤満の学問について、残念ながらその内容を知るべき著述類は現在のところ見出されていない。しかし、その手掛かりは皆無ではない。根本家の史料からこれも従来知られていなかった重要な事実が判明した。それは、胤満が「神祇道德」の伝授を門人に行っているということである。享保十九(一七三四)年の入門誓詞には、

謹承誓約之條

神祇道德之深旨且 神語一字総括伝及古伝之蘊奥啓明之至教矣、師之於小子等挫暗向明者、特不拘入之旧新、察志学之浅深探信道之厚薄而、其伝無有一事之遺漏、幸統 師家道統之真伝矣、小子等自茲後須益尊信 神徳、親因 業師厚志勤学也、伏述誓約之後、小子等若失守於此伝授之一句一言疎而、漏他聞頭他見誹 師家、則上受

天神之責、下罹 地祇之譴而、終陷于陰殺之殃罰矣

享保十九年 寅五月廿二日

大越伊賀

秀満（花押）

奉呈

大教師平朝臣治胤先生

大人閣下（写真帳）

とある。これは春満の入門誓詞の前文部、及び末尾の罰文とほぼ同じ字句であり、春満の誓詞を踏襲した以外には考えられない<sup>19)</sup>。東羽倉家当主である信名などによる神道の伝授は確認されるが、門人が伝授していた明確な証拠として注目される。伝授を受けた大越伊賀については不明だが、神職であろうか。春満の「神祇道德」は基本的には『日本書紀』神代巻の講義によって伝授され、胤満も同様の講義を行ったのであろう。この当時は春満が存命中であり、おそらくは勝手に伝授を行ったわけではなく、胤満の学識が高く評価されていたことを示すものであろう。

さらに、誓詞の文言は簡略化されてはいるものの、嫡孫の佳胤も「神祇道德」の伝授を行っている、

誓條之事

齋戒契於

大業師辱承

神祇道德之深旨且古伝之啓明之至教

小子等自茲後益尊信 神徳、親因 業師厚志勤学神役無怠而要和於 神明之盛徳各成其徳矣、若シ失守於此、

則受

天神地祇之責而終陷于陰殺之殃罰矣、仍誓條如件

吉野多宮

安永式歳巳九月

重直（花押）

大宗師平朝臣佳胤大人

閣下（写真帳）

胤満の誓詞よりは簡略ではあるが、ここでも明確に「神祇道德」は文言に含まれており、春満の「学知」が確実に根本家に継承されていたことを示している。春満から胤満、さらに佳胤へと神祇道德説が継承されていると考えられるだろう。一般的に安永二（一七七三）年の段階では、国学の文芸面では本居宣長や村田春海、加藤千蔭らの時代であると理解されているが、実際には江戸で荷田御風、蒼生子が活躍しているように、依然として荷田派の活動は旺盛であり、佳胤による神祇道德説の伝授は、神道においても同様であった一端を示すものである。佳胤は寛政七（一七九五）年七月八日に五十四歳で卒するが、その墓碑銘文は賀茂真淵門人の加藤千蔭が起草し、宣長が歌を寄せている。それによれば真淵・宣長にも私淑したとされ、国学者としての活動が継承されていたのである。

胤満・佳胤の入門誓詞の存在から、春満の神祇道德説の受容とその継承の事実が明らかになった。神祇道德説は特異なものであつて春満一個人にとどまった、という従来の説<sup>②</sup>（岩橋小弥太）は改められる必要がある。

## (二) 歴代根本家神主と国学者の交流

佳胤の後、神主職を継いだ子の邦胤については、生没年は不詳である。寛政五(一七九三)年十一月二日に吉田家の許状を得ているが(『市原の古文書』第七集 一五二頁)、学問上の事跡については明らかではない。胤満、佳胤と続いた叙位任官もみられず、「神祇道徳」の伝授も行われたかは不明である。しかし、邦胤と国学者伴信友の交流の形跡が、天保六(一八三五)年閏七月十五日序文の、信友編纂『中世雑唱集』に「上総国菊間八幡宮神事歌」として収録されている。

同社の神主根本河内がいふ、毎歳祭礼の翌日八月十六日敷村中の老婆共来りて、神前に盥に水をたたへ、椀をうけて竹にてその椀打て歌ふ、これをハツセといふ、発声の儀なるべし、その歌

「めでたきものは、そばの花、はなさき実なりて、みかどとなるぞうれしき(浅野建二校註『日本古典全書』朝

日新聞社 昭和三〇年 二二二頁)

根本河内はすなわち邦胤のことであり、信友の資料提供者の一人であったことがうかがえる。また、他にも信友の古典籍考証作業との関わりを示す資料として、宮内庁書陵部所蔵の『続日本紀』伴信友書入れ板本がある。巻末の信友識語に、此書四十巻、以長野在麻呂之秘本一校畢、禁他見者也、享保八歳次癸卯仲夏念一、総州菊間八幡宮神主大炊頭従五位下平朝臣判(川瀬一馬・大鹿久義編『伴信友全集 別巻 伴信友研究篇』ぺりかん社 昭和五十四年 四五〇頁)

とある。この「長野在麻呂」とは、実は荷田在満のことであり、「菊間八幡宮神主大炊頭」すなわち胤満が享保八年に書写したとされており、鈴木淳の紹介した、佳胤が春満校合の『合集解』を所持していたという記述とも符合し、胤満の書写した春満関係の書籍は歴代根本家の当主たちによって保持・継承されていたことを示すのであり、信友の

ような国学者との交流も続いていたのである。

また、信友とも関係の深かった平田篤胤の著述の中にもその形跡は見られる。神代文字を論じた『神字日文伝』において、各地にある神代文字が掲載されているが、そのうちの一つについて、

右四十七音之神代文字者。在人云神祇伯王殿御家之所伝者也。信偽未詳矣。伝者姓名有憚故略之。文化五年六月三日。上総国菊間神社神主根本河内守平佳胤謹写焉。○此一枚も森川士義が集めたる中に有りしを写したるなり。

〔新修 平田篤胤全集〕第十五巻 名著出版 昭和五十三年 二二〇頁)

と、篤胤門人の森川士義<sup>(24)</sup>(宗円)が収集した神代文字の筆写者として根本佳胤の名がみえる。先述の通り佳胤は寛政七年に没しており、文化五(一八〇七)年では齟齬があり、「河内守」でもないので、「河内助」邦胤との混同も考えられるのだが、篤胤との直接の関係は不明とはいえども、篤胤門人との接点があり、神道家・国学者としての佳胤や邦胤の交友圏の一端がうかがわれるのである。

### (三) 神葬祭の実践と学知

すでに楢山林継や鈴木淳が紹介しているように、胤満は明和元(一七六四)年十月二十一日に七十四歳で卒すると、神葬祭が執行されている。そこで必要とされる且那寺との離檀交渉の経過や吉田家からの神葬祭免許の有無は不明であるが、享和三(一八〇三)年の段階では、すでに佳胤も卒しているが、左の通り根本家の神葬祭は且那寺の了解した既成事実として容認されているようである。

#### 一札之事

一 貴家御儀代々神道葬祭二者御座候得共、地藏院開基且那二而女人幼兒等死滅之節ハ右同寺江取置

可申段先年御触頭江伺之上双方一札致取替候二付、地藏院住職交代之節ハ拙寺ヨリ右之旨可申渡筈ニ相極候、依而為後日取替一札如件

千光院（印）

享和三年閏九月

根本河内様（写真帳）

梶山林継の論文で紹介された胤満によって始められた神葬祭の儀式次第書の中から、特徴的な学知の影響を抽出してみると、まず、「御館乃遠祖波志賀高穴穂御代尔菊麻国造大鹿国直乃苗裔」と詠詞が奏上(26)されているように、胤満は「菊間国造」の末裔であると認識されている。これは前述の通り、既に延享五年棟札銘の根本家の系譜にも記されており、胤満によって自覚的に『先代旧事本紀』『国造本紀』の記事を神職家の系譜に結びつけようとしたことが引き継がれている。

葬儀の諸役として、『日本書紀』神代巻の天稚彦の葬儀の例に従って、造綿者・傾頭持者・箒持者・哭女などが設けられ、棺(27)はこれも神代巻のスサノヲの教えに従い、椀材を使用する。根本家の系譜の記述とともに、これらは日本の古典を援用しつつ神葬祭を執行し、復古を明確に指向していることが窺われよう。

しかし、一方では、儀礼次第や用語には『文公家礼』に基づいた儒葬との折衷がみられ、「亀趺(28)」のある



根本胤満墓（松本久史撮影）

墓碑を建立している（写真参照）ことに象徴的に表れているように、必ずしも儒教に関して排他的態度をとっていない。このことも、春満の「神祇道徳」説の性質を継承しているといえよう。<sup>(28)</sup> 胤満においても春満と同様に「神道の復古」は必ずしも儒教の排除を意味しなかったのである。

### おわりに

胤満が復古を目指す順序としての道筋は、当時置かれていた所与の状況を克服することから始まっていることに注意しなければならぬ。胤満は延享五年に社殿を造替し、同年には破格ともいえる従五位上の官位を得た後、嫡孫の佳胤に家督を譲っている。棟札銘に「社式・家格・学業等事定之訖」と記していることから、胤満の目指した復古とは何か手がかりを掴むことができるのではないだろうか。

胤満が学問へ向かう要因としては、地域内での他社との関係性が大きな影響を及ぼしていると考えられる。具体的には、飯香岡八幡に対して「若宮」であるという従属性の否定であり、菊間八幡の自立を志向したものである。白鳳期創建という飯香岡の由緒記を十分に承知しつつも、若宮の根柢たる大鶴鶴尊の奉斎はあくまでも後年の頼朝によるものとしている。

さらに、菊間国造に繋がる根本家の由緒と系譜を主張して、明確に復古を指向していくが、そのために必要となる古典の知識、その典拠となるものは春満が偽書と断じた『先代旧事本紀』であった。長年の門人であり、「神祇道徳」説の伝授を行うほどの学識を有した胤満が、春満の旧事紀偽書説を知らなかったとは考え難い。<sup>(29)</sup> 敢えて用いたと考えられるのだが、その意図はどこにあったのだろうか。<sup>(30)</sup> 何らかの「復古」の手がかりとなる古典の探究の上での選択とも考えられるであろう。

次に社内における仏教との関係性である。既に述べた通り、正徳二、三年にかけての別当寺との争論の勝利は胤満の社内での地位を確立し、さらには神仏習合状況全般に対する批判も育んでいったと考えることができよう。それは実際に享保二十年の稻荷社の争論の際にもその経験が頼りにされていることから理解できよう。

そして、それらの状況の克服を支えるのが学問であり、根本胤満にとって学問をすることは、すなわち菊間八幡宮および神職家の「復古」と自立を目指すことでもあった。対仏教的な自立のみならず、神職社会においては吉田家への入門、叙位により、地域の神職の中では卓越した地位を得たといえる。古典に基づく国造創建という神社由緒、その末裔であるという神職系譜の認識がそれらの形成とも結びついている。これはひとり胤満にとどまらず、春満に入門した神職たちが多かれ少なかれ共通に抱えていた同時代的な課題でもあったと考えられよう。<sup>(31)</sup> さらにそれらは荷田春満が持っていた問題意識と共通するものがあつたと言い得るであろう。<sup>(32)</sup>

以上のことは、「神道の復古」の生起の要因が学問の内部で完結したのではなく、神社・神職の政治的・社会的環境に起因することも示している。すなわち、寛文五（一六六五）年の諸社禰宜神主法度前後における幕藩体制下の神社制度整備に伴う、「ブレ神仏分離」状況<sup>(33)</sup>が十七世紀末から十八世紀前半期にかけて大藩・大社から、地域の様々な神社へと及んでいった歴史過程が、次第に「神道の復古」という波を大きなものにしていった。それと同時に十七世紀末から十八世紀前半期にかけて、近世的な身分・職分としての神職の確立<sup>(34)</sup>への動きが神社由緒や神職の系譜への自覚を促し、「復古」への指向を高めていったとも言える。それらが、古典の実証的研究という新たな学問手法を携えた国学と結合することにより、いくつかの過程を経て、学説としての「復古神道」が確立されていくのである。以上、本稿で検討した根本胤満の事例はその初期段階の一つであるといえよう。

なお、東羽倉家文書の閲覧に關しては東丸神社宮司、松村準二氏、根本家関係史料の調査・閲覧において飯香岡八幡宮宮司、平澤牧人氏のご高配を賜った。末尾ながら、ここに謝意を表します。

※本論文は、科学研究費補助金 基盤研究 (B) (一般) 「近世中期復古神道形成過程の史料的研究」(研究課題番号・20H01189、研究代表者・松本久史) の成果である。

## 註

- (1) 賀茂真淵の江戸出府は長らく元文三(一七三三)年であるとされてきたが、羽倉信真が東羽倉家所蔵の荷田信名の日記記事に基づき、元文二年に出府していることを紹介して、伝記上の事績を訂正している。その信名の日記に根本胤滿が兼務していた松島稲荷に真淵が一時止宿していたことが紹介された(荷田信真『賀茂真淵伝記新資料』井上文鴻堂 昭和十年)。なお、胤滿の略伝については、早いものでは墓碑銘などに依拠して『国学者伝記集成』(大川茂雄・南茂樹編 大日本図書 明治三十七年)に「平胤滿」として紹介されている。
- (2) 内田旭の業績が代表的である(内田旭『杉浦国頭の生涯』老松園 昭和十六年)。筆者も春滿門人としての観点から、国頭を論考している(松本久史『荷田春滿の国学と神道史』弘文堂 平成十七年、第三章第一節「杉浦国頭の学問形成と家職―前期国学研究の課題と関連して―」)。
- (3) 羽倉敬尚著・鈴木淳編『近世学芸論考 羽倉敬尚論文集』明治書院 平成四年 一二九―一四一頁
- (4) 西田長男「荷田家三代の門人―鶴川直積・直賢・直方・友直・直有―」『朱』二十五号 昭和五十六年七月
- (5) 日本宗教学会第八十一回学術大会口頭発表 松本久史「近世中期の神道史再考―神道の復古か復古神道か―」(令和四年九月十日)。

- (6) 神道宗教学会第七十五回学術大会口頭発表 松本久史「古典観の転換と復古神道」(令和三年十二月四日)
- (7) 鈴木淳「日章斎根本胤満の遺事」(『江戸和学論考』ひつじ書房 一九九七年(初出…『季刊 日本思想』二十九号 昭和六十二年十二月、原題「荷田春満門根本胤満の葬儀」)
- (8) 相山林継「根本胤満の葬儀」『近世神道神学の萌芽』雄山閣 平成二十六年(初出…『神道宗教』一五二号 平成五年五月)
- (9) 『市原の古文書研究』第七集(市原の古文書研究会 平成二十九年)に掲載された写真版および翻刻。資料集未掲載のものは同研究会が撮影した写真帳(以下、「写真帳」と記す)に依拠する。しかし、残念ながら典籍・写本類は存在しない。なお、写真帳は飯香岡八幡宮所蔵のものを使用した。
- (10) 呼称の多さによる混乱も見られる。小山正は、胤満を治満の父としているが(小山正『賀茂真淵伝』春秋社 昭和十三年三〇〇頁)、誤りである。
- (11) 鈴木淳前掲書一六〇―一七頁。入門の直接の動機は明らかではないが、のちに兼帯する松島稲荷の神職であった松浦勘解由が門人であったことや、有力門人であった神田明神芝崎氏との関係が考えられる。
- (12) 「享保六年月并和歌会留」(新編荷田春満全集編集委員会編『新編 荷田春満全集』第十二巻 おうふう 平成二十二年 所収)より。
- (13) 現在の松島神社(東京都中央区日本橋人形町鎮座)
- (14) 鈴木淳前掲書二二頁
- (15) 『江戸在府中要門之日記』は東丸神社蔵。翻刻は原本による。以下同様。
- (16) 鈴木淳前掲書二二五頁、および「稲荷社家系図」(注3前掲書三〇〇頁)。
- (17) たとえば、杉浦国頭には春満姪の真崎が、神田明神神主の芝崎好全には春満の娘、直子が嫁いでいる。また、甲府八幡宮の今沢大進は芝崎家から養子に入り、春満の門人となっている。
- (18) 寛文八(一六六八)年二月成立。『神道大系 神社編十八』(神道大系編纂会 平成二年 所収)別に、『市原市史 資料編(近世編三上)』(市原市、平成三十年)にも所収されている。飯香岡八幡宮蔵。
- (19) 現存する春満の入門誓詞には比較的初期の門人しか記載されておらず、胤満の名はない。しかし、胤満の誓詞はほとんど春満のものを踏襲していることを考えると、後年入門の門人に対しても同様の入門誓詞を示していたことが推測される。なお、

- 春満の門人誓詞の翻刻は神道大系編集会編刊『神道大系 論説編二十三 復古神道(一)』昭和五十八年 一六～二〇頁に所収。  
 (20) 安永・天明期の荷田御風・蒼生子の活動については盛田帝子『近世雅文壇の研究―光格天皇と賀茂季鷹を中心に』(汲古書院 二〇一三年)に詳細に述べられている。
- (21) 岩橋小弥太「荷田春満の神祇道德説」(『神道史叢説』吉川弘文館 昭和四十六年所収・初出『国史学』六、七、八号 昭和六年)
- (22) 函架番号二五六／一一一
- (23) 鈴木淳前掲書一二七頁
- (24) 森川士義(宗円)は文化七年に篤胤に入門しているが、同九年五月晦日に死去している(『門人姓名録』『新修 平田篤胤全集』別巻 名著出版 昭和五十六年 二四七頁)。著書に『医言霊』があり、和方医として知られている。
- (25) 相山林継前掲書一三二頁
- (26) 相山林継前掲書一〇四～一〇五頁
- (27) 亀趺とは石碑の台座として、古代中国の神獸「鼯鼠」を模したものである。起源としては中国南北朝に始まり、隋唐期に盛行して、朝鮮半島にも及んだとされている。日本では近世に至り、初めて建立されるようになった。吉川神道流の葬儀を行った会津藩主保科正之、儒葬を行った水戸藩主徳川光圀など、亀趺を用いた例は見られ、その他にも大名・儒者・僧侶のもの知られるが、近世を通してその実例は決して多くはない。特に神職の墓碑に亀趺を用いたことはかなり特殊な事例に属する。相山林継も「神職の墓石としては非常に珍しい例」としている(相山林継前掲書一七七頁)。亀趺についての詳細は、藤井直正「亀趺を持つ石碑の系譜」(一)～(三)、『大手前女子大学論集』二五・二六・二七 一九九一年十二月・一九九二年十二月。一九九三年十二月)および、平勢隆郎「日本の亀趺碑―中国および朝鮮半島の歴代亀趺碑の比較を通して―」(『東洋文化研究所紀要』一一一 一九九三年三月)、同「日本の亀趺碑―中国および朝鮮半島の歴代亀趺碑の比較を通して―その続―」(『東洋文化研究所紀要』一二二 一九九三年十一月)を参照。
- (28) 春満の神祇道德説の概要は、注2前掲拙著、第一章補論「『日本書紀』神代巻講義の開書および問答書類について」を参照。
- (29) 神祇道德説の中心は『日本書紀』神代巻であり、春満の神代巻講義の冒頭部分では必ず「三部本書」について論じられ、そこで『先代旧事本紀』は偽書であることが述べられており、胤満がそのことを知らなかったとは到底考え難い。春満の神代巻講義の翻刻は新編荷田春満全集編集委員会編『新編 荷田春満全集』第二巻(おうふう 平成十六年)に所収。また、春満の神代巻

講義の次第については注28前掲拙著第一章補論も参照。

(30) 「国造本紀」は必ずしも偽書ではないことを、本居宣長は示しているが(『古事記伝』一之卷「旧事紀といふ書の論」に、「但し三の巻の内、饒速日命の天より降り坐時の事と、五の巻尾張連物部連の世次と、十の巻国造本紀と云物と、是等は何書にも見えず、新に造れる説とも見えざれば、他に古書ありて、取れる物なるべし」とある(『本居宣長全集』第九卷 筑摩書房 昭和四十三年 一五頁)、胤満がそのような古典の史料批判を行った上で選択的に用いたかは不明である。

(31) 本論の中で言及した杉浦国頭や神田明神芝崎家、子易神社鷯川家などの他にも、比較すべき神職門人としては、信濃国下諏訪社の桃井保教、大和国春日若宮社の千鳥佑字、筑前国直方の青山敏文などがある。これらの人々の検討は今後の課題としたい。

(32) 春満青年時の稲荷社の状況と春満の学問との関係については、注2前掲拙著、第一章第三節「荷田春満の神代巻解釈の形成過程―稲荷社祭神説と関連して―」(初出…『國學院雜誌』一〇一―一〇 平成十二年十月)を参照。

(33) 高埜利彦によって提起されて以来(『近世日本の国家権力と宗教』東京大学出版会 一九八九年)、近世神社史研究では踏まえるべき前提となっているといつてよいだろう。

(34) 今後の課題として、近世史学研究において一九九〇年代から盛んになった身分制論・由緒論の諸成果との連携が必要である。

